

# 和歌山県立医科大学学生部委員会規程

制 定 平成16年4月1日和医大規程第11号

最終改正 令和3年3月29日和医大規程第125号

(設置)

第1条 和歌山県立医科大学の学生部の所掌に属する学務及び教務の実施並びに学生の厚生補導に関する基本的事項について調査審議するため、学生部委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学生部長
- (2) 学生部副部長
- (3) 医学部教務学生委員会の委員のうちから選出された者3名
- (4) 保健看護学部教務学生委員会の委員のうちから選出された者3名
- (5) 薬学部教務学生委員会の委員のうちから選出された者3名

2 前項第3号及び第4号の委員は、当該学部教務学生委員長が推薦した者を学長が任命する。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、学生部長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を総理する。

3 委員長に事故あるときは、学生部副部長のうちから、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(任期)

第4条 第2条第1項第3号、第4号及び第5号の委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員の欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の議決は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者から意見を聴くことができる。

(学部教務学生委員会)

第6条 学部に学部教務学生委員会（以下「学部委員会」という。）を置く。

2 学部委員会は、学部における学務及び教務の実施並びに学生の厚生補導に関し必要な事項について審議する。

3 委員会は、本学の学務及び教務の実施並びに学生の厚生補導に関し必要な事項について学部委員会に検討を求めることができる。

4 学部委員会の規程は、学部教授会の審議を経て学部長が別に定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、学生課において処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会に諮り委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 第6条第2項中「教務の実施」とあるのは、保健看護学部にあつては、当分の間「教務」と読み

替えるものとする。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 4 条の規定にかかわらず、令和 2 年 4 月 1 日からの委員任期については、令和 3 年 3 月 31 日までの 1 年間とする。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。